

海外旅行傷害保険のあらし

担保項目		こんなとき	お支払いする保険金
傷 害	死亡・ 後遺障害	被保険者(保険の対象となる方)が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき…死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が…後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。	300万円を限度とし、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)から180日以内に治療のために現実支出した次の費用をお支払いします。 ①医師による治療費、手術費、入院費 ②緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③義手、義足の修理費(傷害治療費用のみ) ④治療による入院より必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用(5万円限度)等 (1事故について20万円限度) (注)社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用		①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限りです。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニバウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	
賠償責任		被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	2,000万円を限度として損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。 (注)損害賠償金および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。 (注)1事故について損害額のうち1,000円をご自身で負担していただきます。 (注)示談交渉サービスはありません。
携行品損害		被保険者所有の携行品(現金、小切手、クレジットカード、定期券、運転免許証、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除きます。)が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ(1組または1対)あたり10万円(航空券・乗車券等の損害については5万円)を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注)お支払いする保険金の総額は、30万円を保険期間中の限度とします。 (注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
救護者費用等		被保険者が責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます。)されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	300万円を限度として次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地との航空運賃等交通費(救護者3名まで) ③現地および現地までのホテル客室料(救護者3名かつ1名については14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用(100万円限度) ⑥救護者の渡航手続費用および現地での諸雑費(20万円限度) (注)救護者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

(注)「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間かつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。

(注)他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。

(注)ご出発前に特別な手続きは必要ありません。

(注)事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパン日本興亜へご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な場合

■海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

- 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等
- スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 など

■海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救護者費用

- 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等
- 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など

※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。

■海外旅行傷害保険の賠償責任

- 故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故
- 自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故 など

■海外旅行傷害保険の携行品損害

- 故意、重過失 ●携行品の取扱いまたは自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失
- 旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害
- 山岳登山等の危険な運動中の当該運動のための用具
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 など

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

 保険の内容については、損害保険ジャパン日本興亜株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社(引受幹事保険会社)
 セゾン自動車火災保険株式会社

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。
 ※本誌掲載の情報は2018年10月1日現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

MileagePlus セゾンカード

海外旅行傷害保険 のご案内

(補償規定)

ACCIDENT INSURANCE



クレディセゾン

旅先で“もしも”の時に、 しっかりサポートします。

海外旅行傷害保険

お客様のご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

〈傷害〉  交通事故にあった  スポーツ中にケガをした  ドアに手をはさまれた		〈救護者費用〉  旅先でケガをし家族が現地向か	
〈疾病〉  カゼで高熱を発した  盲腸になった		〈携行品損害〉  ハンドバッグを盗まれた  カメラを落として壊した	
〈賠償責任〉  お店の商品を壊した		〈緊急アシスタンスサービス〉  日本語が通じる医療機関の紹介  緊急時に救急車を手配  現金不要で治療を受けられる医療サービスを紹介 <small>※これらのサービスは、国・地域等の諸事情によりサービスを提供できない場合があります。</small>	

支払限度額と保険責任期間

保険の種類	担保内容	本会員	保険責任期間
海外旅行傷害保険	死亡・後遺障害	3,000万円	最長90日
	傷害治療費用	300万円	
	疾病治療費用	300万円	
	賠償責任(自己負担額1,000円)	2,000万円	
	携行品損害*	30万円	
救援者費用	300万円		

* 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

海外旅行傷害保険に関する保険金請求書類												
保険金種類	保険金請求書類の控え	現地でしか手記できない書類				※ 携行品を請求する書類		除籍簿		委任状、戸籍簿	※ 後遺障害診断書	その他の書類
		医師の診断書	および領収書	治療費の明細書	死亡診断書または葬儀費用請求書	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	示談金請求書			
治療費用保険金(傷害・疾病)	○	○	○	○								○
携行品損害保険金	○	○				○	○					○
死亡保険金(傷害)	○	○		○					○			○
後遺障害保険金	○	○			○							○
救援者費用等保険金	○	○			○	○						○
賠償責任保険金	対人	○	○	○					○			○
	対物	○	○						○			○

(注)1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類 2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれませんでしたら次の事項をお伝えください。
 MileagePlusセゾンカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。

■日本国内からのご連絡先 (国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります)
 MileagePlusセゾンカード事故受付デスク(24時間受付、年中無休)

☎0120-130-242 ☎018-888-9299

海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先

ケガ・病気などで困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
 (24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	センター		
北米・中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203 (無料電話)	アメリカセンター	
	メキシコ	001-855-835-2554 (無料電話)		
	ブラジル	0800-892-1256 (無料電話)		
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から		804-673-1144 (1)804-673-1144
中国	中国(香港・マカオを除く)	800-810-9784 (無料電話)	中国センター	
	香港	800-968-845 (無料電話)		
	マカオ	080-0382 (無料電話)		
	無料電話がご利用にならない場合	中国国内から 中国国外から		010-8447-5985 (86)10-8586-6149
アジア・ オセアニア・ グアム・ サイパン	台湾	00801-65-1166 (無料電話)	シンガポールセンター	
	シンガポール	1800-3041756 (無料電話)		
	マレーシア	1800-80-1013 (無料電話)		
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から シンガポール国外から		6535-5554 (65)6535-5554
	韓国	00798-651-7029 (無料電話)		
	インドネシア	001-803-65-7187 (無料電話)		
	フィリピン	1800-1-651-0065 (無料電話)		
タイ ベトナム グアム・サイパン オーストラリア ニュージーランド	タイ	1800-600-234 (無料電話)	タイセンター	
	ベトナム	12065143 (無料電話)		
	グアム・サイパン	1877-232-0747 (無料電話)		
	オーストラリア	1800-553-152 (無料電話)		
	ニュージーランド	0800-44-9345 (無料電話)		
	無料電話がご利用にならない場合	タイ国内から タイ国外から		02-302-6535 (66)2-302-6535
	欧州・アフリカ・ 中近東・ロシア	イギリス		0800-312-002 (無料電話)
フランス		0800-90-84-60 (無料電話)		
イタリア		800-791-034 (無料電話)		
ドイツ		0800-182-3992 (無料電話)		
各センターに 連絡が取れない場合	海外から	(81)3-3811-8127	東京センター	
	日本国内から	0120-130-242 (無料電話) 018-888-9299		

※マンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。

※夜間・週末等で、MileagePlusセゾンカード会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲(日本国の通じる病院の紹介など)でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。

海外ホットラインお問い合わせ先

ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。
 (24時間・年中無休・日本語対応)

お客様の滞在地	電話番号	オフィス	
北米・中南米 ハワイ・グアム サイパン	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ グアム・サイパン	1800-366-1572 (無料電話)	ロサンゼルス オフィス
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から	
中国	中国(香港・マカオを除く)	800-820-8775 (無料電話)	上海オフィス
	無料電話がご利用にならない場合	中国国内から 中国国外から	
アジア	香港・マカオ	2868-4392	香港オフィス
	台湾	00801-855-769 (無料電話)	
	韓国	00798-8521-6279 (無料電話)	
	シンガポール	6738-3959	
オセアニア	オーストラリア	1800-02-1066 (無料電話)	シドニー オフィス
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	オーストラリア国内から オーストラリア国外から	
欧州・アフリカ 中近東・ロシア	イギリス	0800-028-89-32 (無料電話)	ロンドン オフィス
	フランス	0800-770-241 (無料電話)	
	イタリア	800-781-810 (無料電話)	
	ドイツ	0800-182-1737 (無料電話)	
各オフィスに 連絡が取れない場合	海外から	(81)18-888-9299	日本オフィス
	日本国内から	0120-130-242 (無料電話) 018-888-9299	

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

電話ご利用上の注意

※上記は、2018年10月現在となっており、今後変更することがあります。

- ()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
- 無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用にならない場合があります。その場合は「無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
- 「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センター・オフィスにお申し付けください。
- 無料電話がコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客様ご負担となります。
- 地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
- 宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客様ご負担となります。
- 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター(上記)」「海外ホットライン日本オフィス(上記)」または、他のセンター・オフィスへお問い合わせください。
- お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。